

資料提供(投げ込み) 令和2年6月4日(木)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
政策財務部 市民税課 (電話059-229-3130)	市民税課長 植谷 三保

租税条約により課税が免除となる方への令和2年度市民税・県民税納税通知書の誤送付について

このことについて、令和2年6月1日に送付した令和2年度市民税・県民税納税通知書が、租税条約により個人住民税の課税が免除される方に誤って送付されていたことが判明しました。

記

1 経過

令和2年6月1日(月)に、令和2年度市民税・県民税納税通知書(以下「通知書」という。)を送付しましたが、同月3日(水)に事業所から連絡があり、当該事業所に勤務している外国人4名に通知書が届いているとの指摘を受けました。

この指摘を受け、同日から同月4日までにかけて調査したところ、租税条約により課税が免除されている外国人695名のうち、313名に対し、誤って通知書を送付していたことが判明しました。

2 原因

租税条約に基づく課税免除処理に係る事務においては、事業所から提出された給与支払報告書に租税条約による免除の記載がある方について、課税免除該当者リストに集約し、課税免除処理を行うとともに、該当者の通知書を発送前に廃棄しています。

今回の事案では、同リストを作成する際、給与支払報告書を十分に確認しなかったため、該当者のリストへの記載漏れに気付かないまま同リストを作成しており、該当者の課税免除処理が行われなかったことが原因です。

3 今後の対応

誤って通知書を送付した313名について課税免除処理を行うとともに、令和2年6月4日(木)中にお詫びの書面と誤って送付した通知書を返戻してもらうための封筒を送付します。

また、これらの方の給与支払報告書の提出元である事業所(34事業所)に対しては、このことについて、従業員から問い合わせがあった場合の対応と通知書の返戻への協力を依頼するため、同日から個別に連絡を行います。

今後このようなことが二度と起こらないよう、課税免除該当者リストの作成について、複数の職員で行い、同リストへの該当者の記載漏れがないかの確認を徹底するとともに、通知書の発送前に、更に別の職員が通知書発送前点検者として給与支払報告書及び同リストをチェックすることで再発を防止します。